

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
生産性向上機器導入事業	中小企業者（団体）が生産性向上に資する機器を導入したとき。	事業費の下限を100万円とし、事業費の100分の10以内 100万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(生産性向上機器導入事業に対する補助)

第12条 市長は、中小企業者等が生産性向上に資する機器を導入したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることのできるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額の100分の10以内とし、100万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(生産性向上機器導入事業の範囲等)

第11条 条例第12条第1項に規定する生産性向上に資する機器の導入は、生産システムの合理化、製品の高付加価値化及び効率化を図るためのNC（数値制御）工作機械その他市長が認めた機器の導入（リース及びレンタルを含む。）とする。

2 条例第12条第2項に規定する市長が必要と認める額は、機器の導入に要した経費とする。

3 前項に規定する経費の全部又は一部について、国が行っている補助制度による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を当該経費から控除するものとする。

補助対象要件・詳細

- 中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- 市税が完納されていること（法人、代表者）
- 市内において1年以上継続して事業を行っていること

●機器導入に要する運賃、設置費用も補助対象とする。

申請の時期

- 機器を導入した後（リースについては1年間経過後）
- （国の補助金の助成がある場合）国の補助金交付確定後

NC工作機械とは
 ①NCボール盤 ②NC旋盤
 ③NCフライス盤 ④NC研削盤
 ⑤マシニングセンタ ⑥ターニングセンタ
 ⑦NC中ぐり盤 ⑧NC歯車加工機 等

提出書類

- 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- 定款又は規約（コピー）
- 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
中小企業団体は団体と団体の代表者
- 見積書等費用の内訳が確認できるもの
- 請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの
- 導入機器のパンフレット
- 事業審査書（※審査の結果、直接商品の生産もしくは役務の提供の用に供さないと判断される場合は、対象外となります）
- （国の補助金の助成がある場合）交付確定金額が確認できるもの
- （リースの場合）リース契約書（コピー）

その他市長が認めた機器とは
 ①産業用ロボット
 ②レーザー加工機
 ③自動溶接機及びこれらと同等と認められる機器
 ④3Dプリンター
 ⑤測定機器
 ⑥工業会等の証明を受けた経営力向上設備（※）

（※）工業会等の証明書による申請の場合は、令和2年度～令和4年度の間に本補助制度の交付を受けている事業者は対象外となります。また、令和5年度～令和7年度の間に申請できるのは、1事業者1回（1つの設備）限りとなりますのでご注意ください。

●先端設備等導入計画による固定資産税の特例措置を受けられる場合は対象外となります。